

1. 公的年金からの特別徴収の対象となる方

公的年金等を受給している65歳以上の方で(特別徴収する年度の初日に老齢等年金給付の支払を受けている方)、住民税の納税義務がある方が対象となります。
ただし、次の場合等は特別徴収の対象なりません。

老齢等年金給付の年額が18万円未満である者

介護保険の特別徴収対象被保険者でない者

当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える者

2. 公的年金からの特別徴収の対象となる税額

公的年金等に係る所得割額及び均等割額

(給与所得など、年金所得以外の所得にかかる個人住民税については、別途、従来どおりの方法で納めていただくことになります。)

3. 公的年金からの特別徴収の対象となる年金

老齢基礎年金等が対象となります(遺族年金や障害年金は対象外)

4. 公的年金からの特別徴収が実施される時期

平成21年10月以後支払われる老齢等年金給付から実施されます

5. 特別徴収義務者

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合等

6. 徴収の方法

新たに公的年金の特別徴収になる方(特別徴収制度の実施後、初めての方など)と、前年度公的年金の特別徴収だった方では、徴収方法が異なります。

徴収方法が変更となるだけであり、年税額が増えることはありません。

納付書や口座振替(普通徴収)による納付方法は選択できません。

() 新たに特別徴収になる方の徴収方法

徴収方法	個人で納付(普通徴収)		年金からの天引き(特別徴収)		
	前半		後半		
年度	前半		後半		
徴収時期	第1期	第2期	10月	12月	月
税額	年税額の2分の1		年税額の2分の1		
	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	() 年税額の6分の1
例 年税額 60,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

・年度前半においては、6月・8月に年税額の「4分の1」ずつを個人で納付(普通徴収)します。

・年度後半においては、10月・12月・2月支給分の年金から、年税額から年度前半分を差し引いた残りの額(年税額の「6分の1」ずつ)が天引き(特別徴収)されます。

() 前年度特別徴収だった方の徴収方法

徴収方法	年金からの天引き(特別徴収)					
	前半(仮徴収)			後半(本徴収)		
年度	前半(仮徴収)			後半(本徴収)		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度後半の額			年税額と年度前半(仮徴収)分の差額		
	()と同額	()と同額	()と同額	年税額から年度前半(仮徴収)分を差し引いた額の3分の1	年税額から年度前半(仮徴収)分を差し引いた額の3分の1	年税額から年度前半(仮徴収)分を差し引いた額の3分の1
例 年税額 63,000円	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円

・年度前半(仮徴収)においては、4月・6月・8月支給分の年金から、前年度後半の2月分の特別徴収税額()が天引き(仮徴収)されます。

・年度後半(本徴収)においては、10月・12月・2月支給分の年金から、年税額から年度前半(仮徴収)分を差し引いた残りの額の「3分の1」ずつが天引き(本徴収)されます。

平成29年度からは、前年度の公的年金等に係る税額の2分の1に相当する額の「3分の1」ずつが天引き(特別徴収)されます。